

2026年8月14日

各位

会 社 名 グリーンモンスター株式会社
代表者名 代表取締役 小川 亮
(コード：157A、東証グロース市場)
問合せ先 管理部 執行役員 江幡 信隆
(TEL. 03-6304-7647)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、本年9月29日開催予定の当社第13期定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 当社は、本年7月15日付「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化するとともに、取締役会が業務執行の決定を広く取締役に委任することを可能とすることで、業務執行と監督との分離と経営の意思決定の迅速化を行い、更なる企業価値の向上を図るため、本年9月29日開催予定の当社第13期定時株主総会の承認を条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することを決定いたしました。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) 当社は、現行定款第45条において剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことができる旨規定しており、その一部と内容が重複する現行定款第7条を削除するものであります。
- (3) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2026年9月29日（火）＜予定＞
定款変更の効力発生日	2026年9月29日（火）＜予定＞

以 上

【別 紙】定款変更の内容

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
第1条～第3条 （条文省略）	第1条～第3条 （現行どおり）
第4条（機関） 当社は、株主総会及び取締役のほか、 次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. 会計監査人	第4条（機関） 当社は、株主総会及び取締役のほか、 次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査等委員会</u> （削除） 3. 会計監査人
第5条 （条文省略）	第5条 （現行どおり）
第2章 株式	第2章 株式
第6条 （条文省略）	第6条 （現行どおり）
<u>第7条（自己の株式の取得）</u> <u>当社は、会社法第165条第2項の規定</u> <u>により、取締役会の決議によって自己の株</u> <u>式を取得することができる。</u>	（削除）
第8条～第11条 （条文省略）	第7条～第10条 （現行どおり）
第3章 株主総会	第3章 株主総会

現行定款	変更案
第 12 条～第 18 条 （条文省略）	第 11 条～第 17 条 （現行どおり）
第 4 章 取締役及び取締役会	第 4 章 取締役及び取締役会
第 19 条（取締役の員数） 当会社の取締役は、7 名以内とする。 （新設）	第 18 条（取締役の員数） 1. 当会社の取締役（ <u>監査等委員である取締役を除く。</u> ）は、7 名以内とする。 2. 当会社の監査等委員である取締役は、 <u>5 名以内とする。</u>
第 20 条（取締役の選任方法） 1. 取締役は、株主総会において選任する。 2. （条文省略） 3. （条文省略）	第 19 条（取締役の選任方法） 1. 取締役は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u> 2. （現行どおり） 3. （現行どおり）
第 21 条（取締役の任期） 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 （新設） （新設） （新設）	第 20 条（取締役の任期） 1. 取締役（ <u>監査等委員である取締役を除く。</u> ）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u> 4. <u>会社法第 329 条第 3 項の規定により選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち</u>

現行定款	変更案
第 22 条（代表取締役） 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 第 23 条 （条文省略） 第 24 条（取締役会の招集通知） 1. 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。 2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。 （新設） 第 25 条～第 26 条 （条文省略） 第 27 条（取締役会の議事録） 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。	<u>最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u> 第 21 条（代表取締役） 取締役会は、その決議によって、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から</u>代表取締役を選定する。 第 22 条 （現行どおり） 第 23 条（取締役会の招集通知） 1. 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。 2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。 <u>第 24 条（重要な業務執行の決定の委任）</u> <u>当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u> 第 25 条～第 26 条 （現行どおり） 第 27 条（取締役会の議事録） 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。

現行定款	変更案
第 28 条 (条文省略)	第 28 条 (現行どおり)
第 29 条 (取締役の報酬等) 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として、当会社から受ける財産上の利益 (以下「報酬等」という。) は、株主総会の決議によって定める。	第 29 条 (取締役の報酬等) 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として、当会社から受ける財産上の利益 (以下「報酬等」という。) は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u>
第 30 条 (取締役<u>会</u>の責任免除) (条文省略)	第 30 条 (取締役の責任免除) (現行どおり)
<u>第 5 章 監査役及び監査役会</u>	(削除)
<u>第 31 条 (監査役の員数)</u> <u>当会社の監査役は、5 名以内とする。</u>	(削除)
<u>第 32 条 (監査役の選任方法)</u> <u>1. 監査役は、株主総会において選任する。</u> <u>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u>	(削除)
<u>第 33 条 (監査役の任期)</u> <u>1. 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u>	(削除)
<u>第 34 条 (常勤監査役)</u> <u>監査役会は、その決議によって常勤の監</u>	(削除)

現行定款	変更案
<u>査役を選定する。</u>	
<u>第 35 条（監査役会の招集）</u> <u>1. 監査役会を招集するときは、監査役会</u> <u>の日の 3 日前までに、各監査役に対して</u> <u>その通知を発する。ただし、緊急の場合</u> <u>には、この期間を短縮することができる。</u> <u>2. 監査役の全員の同意があるときは、招</u> <u>集の手続を経ないで監査役会を開催する</u> <u>ことができる。</u>	(削除)
<u>第 36 条（監査役会の決議の方法）</u> <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めが</u> <u>ある場合を除き、監査役の過半数をもって</u> <u>これを行う。</u>	(削除)
<u>第 37 条（監査役会の議事録）</u> <u>監査役会における議事の経過の要領及び</u> <u>その結果並びにその他法令に定める事項</u> <u>については、これを議事録に記載又は記録</u> <u>し、出席した監査役がこれに記名押印又は</u> <u>電子署名する。</u>	(削除)
<u>第 38 条（監査役会規則）</u> <u>監査役会に関する事項については、法令</u> <u>及び本定款に定めのあるもののほか、監査</u> <u>役会において定める監査役会規則による。</u>	(削除)
<u>第 39 条（監査役の報酬等）</u> <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によ</u> <u>って定める。</u>	(削除)
<u>第 40 条（監査役の責任免除）</u> <u>1. 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規</u> <u>定により、任務を怠ったことによる監査</u>	(削除)

現行定款	変更案
<u>役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> <u>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>	
(新設)	第 5 章 監査等委員会
(新設)	<u>第 31 条（常勤監査等委員）</u> <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u>
(新設)	<u>第 32 条（監査等委員会の招集通知）</u> <u>1. 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u>
(新設)	<u>第 33 条（監査等委員会の決議の方法）</u> <u>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもってこれを行う。</u>
(新設)	<u>第 34 条（監査等委員会の議事録）</u> <u>監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事</u>

現行定款	変更案
	<u>項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。</u>
(新設)	<u>第 35 条（監査等委員会規則）</u> <u>監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款に定めのあるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u>
第 6 章 会計監査人	第 6 章 会計監査人
第 41 条～第 42 条 （条文省略）	第 36 条～第 37 条 （現行どおり）
第 43 条（会計監査人の報酬等） 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。	第 38 条（会計監査人の報酬等） 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。
第 7 章 計算	第 7 章 計算
第 44 条～第 47 条 （条文省略）	第 39 条～第 42 条 （現行どおり）
(新設)	<u>附則</u>
(新設)	<u>第 1 条（監査役の責任免除に関する経過措置）</u> <u>当会社は、第 13 期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第 423 条第 1 項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u>